

# 伊賀市遠隔手話通訳サービス

遠隔手話通訳とは？



病院での診察



手話通訳者

テレビ電話を使った  
手話通訳のことです

聴覚障がい者と手話通訳者は『手話』  
医師や窓口職員と手話通訳者は『音声』



公的機関での  
手続き

## ご利用の案内

### 対象者

市内在住で、聴覚障がいまたは音声・言語機能障がいの手帳を持っている人  
難病により同等の障がいのある人

### 利用範囲

伊賀市内の公的機関・医療機関など

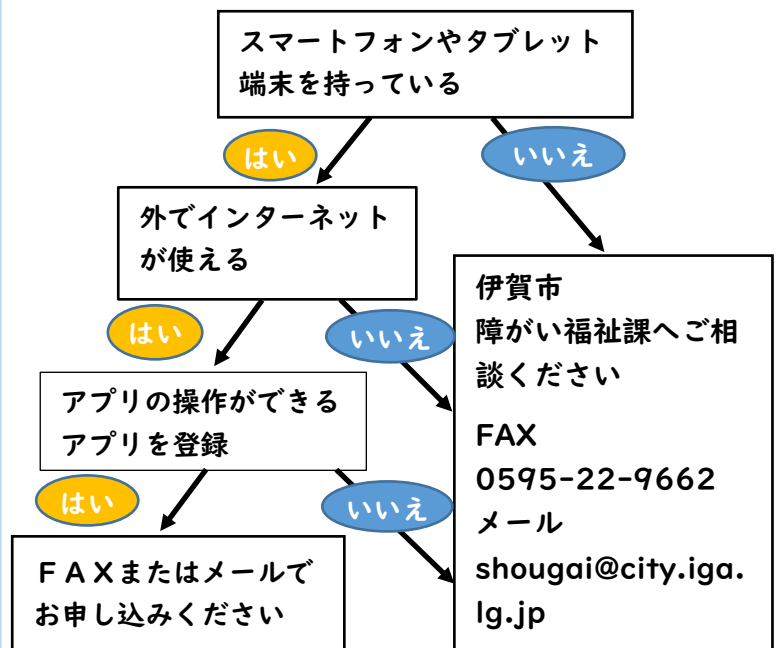
### 利用可能時間

土日祝・年末年始を除く 平日  
9:30 ~ 16:00

- ※ 事前予約が必要です。  
5 日前までにお申し込みください。  
予約状況により利用できない場合があります。
- ※ 通信料等は自己負担となります。
- ※ 各ソフトウェアの機能・安全性については保証しません

## ご利用の流れ

本サービスは、スマートフォン及びタブレット端末からアプリを使用して遠隔で手話通訳を行います。下記フローをご確認のうえ、手続きをお願いします。



ご利用のアプリ対象  
QRコードを読み取っ  
てください



Skype用



LINE用

【お問い合わせ先】伊賀市 障がい福祉課 〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地  
電話：0595-22-9656 FAX：0595-22-9662 メール：shougai@city.iga.lg.jp